

農政課、農業委員会、商工労政観光課、企画課、 上下水道建設係(上下水道課)が2階に戻ります

庁舎耐震化工事に伴い、7月から1階コミセン多目的ホールへ移動していました農政課・農業委員会・商工労政観光課・企画課・上下水道建設係は、9月3日(月)に市役所2階へ戻ります。

なお、庁舎耐震化工事は今後も続きますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いします。



市役所庁舎 耐震化工事

【問合せ】総務係 ☎32-2211



市長が おじゃましま〜す!

団体・グループ対象

市長と気軽にお話ししてみませんか。まちづくりに対するご意見やご提案などお聞かせください。団体やグループでお申し込みください。

目的	協働のまちづくりを推進するため、市長が市内で活動している団体・サークルのもとに出向いて皆さんから赤平市のまちづくりについてのご意見・ご提言をいただき、市政に反映させることを目的とします。
対象団体	市内にある産業・福祉・教育・芸術文化・スポーツ・まちづくりなどの団体・グループとします。(営利を目的とせず、特定の宗教や政治思想に基づかない団体とします。)
開催期間	10月1日(月)から11月30日(金)までの期間(原則として、土日祝日は除く)
募集期間	9月10日(月)から11月16日(金)まで
応募方法	指定の申込書に必要事項を記入して企画課へ提出してください。
その他	時間は1時間～1時間30分程度とします。 懇談会の進行は希望される団体が主体となって行ってください。単に陳情、要望のみを目的としたものではなく、幅広く市民が関心を持つテーマの懇談会とします。

● 申込み・問合せ 企画調整係
☎32-1834
FAX32-5033

アパート経営の皆さんへ

申込み・問合せ 建築係 ☎32-1844

民間賃貸住宅 建設助成

市内に民間賃貸住宅を建設する市内の個人及び法人に対して費用の一部を助成。



1戸あたり90万円(床面積30㎡以上40㎡未満)
1戸あたり100万円(床面積40㎡以上)

助成対象工事

- 戸建て2戸以上、または1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅。
- 各戸に玄関、水洗トイレ、浴室、台所及び給湯設備が設置されているもの。
- 市内の事業所が施工する工事。

民間賃貸住宅 リフォーム助成

市内に民間住宅を所有する市内の個人及び法人に対して市内の民間賃貸住宅の改修費用の一部を助成。



1戸あたりの改修工事費の3分の1に相当する額とし、10万円を限度とする

助成対象工事

- 民間賃貸住宅(戸建て2戸以上、または1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅)の居住性の向上を図るための修繕、模様替えを行う工事。
- 市内の事業所(個人事業者を含む)が施工する工事。

※いずれの助成も、国・道・他の団体から重複する助成金の交付を受けている場合は対象外です。

タイヤロックによる自動車などの差し押さえ

市税などを公平に負担していただくため、納付について誠意が認められない方に対して預金や給料、不動産などを差し押さえしています。これらに加えて、「タイヤロック(車輪止め)」を使って自動車など(普通自動車、軽自動車、バイク)の差し押さえを行います。

タイヤロック後はロックされた自動車などの使用が制限されます。その後も完納されない場合は、自動車などを引き揚げて公売にかけて売却し、滞納税に充てることとなります。



タイヤロックと同時に、公示書を運転席側のドアミラーに装着します。タイヤロックや公示書を毀損・破損したときは地方税法や刑法によって処罰されることがあります。

水道料金等の未収金回収業務の一部を「みずなら法律事務所」に委任しています

上下水道料金は2カ月に1度検針をして、翌月10日に納付書を発行します。納付書発行月の月末が納期限となります。

未納額が膨らむと、給水停止となる場合があります。やむを得ず支払いが遅れるときには早めにご相談ください。

市水道事業では、負担公平性の確保及び経営健全化を目的として、水道料金等未収金回収業務の一部を「みずなら法律事務所」に委任しています。対象者には「みずなら法律事務所」から通知などが送られます。上下水道料金について不明な点は、上下水道課管理係にお問い合わせください。

交通事故と健康保険

健康保険を使う場合は必ず国保窓口(医療保険係)に連絡を

交通事故などでケガをしたときも健康保険(国民健康保険、後期高齢者医療)で治療を受けられます。

1 必ず届け出を!

交通事故など第三者行為によって受けたケガの医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。

健康保険で治療を受ける場合、健康保険で負担した費用は健康保険が後から加害者に請求しますので、必ず国保窓口(市役所医療保険係)に届け出てください。!



2 交通事故にあったら… (健康保険を使う場合)

- ①まずは落ち着きましょう!
ショックのあまり冷静な判断を失ってはいけません。
- ②相手を確認しましょう!
車のナンバーや運転免許証を確認。
- ③必ず警察へ連絡しましょう!
あわせて国保窓口にも届け出を。
- ④示談の前に必ず国保窓口へ連絡しましょう。

3 示談をしてしまうと…

加害者から治療費を受け取った場合は、健康保険が使えなくなる場合があります。必ず示談の前に国保窓口へご相談ください。

市税等 収納向上 information

問合せ
納税係 ☎32-2219
上下水道課管理係
☎32-2218

今月の納付

- 後期高齢者医療保険料 3期
 - 国民健康保険税 3期
 - 固定資産税・都市計画税 3期
- 納期限10月1日(月)まで

医療保険 information

問合せ
医療保険係
☎ 32-2214